

## 公道部分給水装置工事補助金のご案内

接している道路に水道管が布設されていない場所で住宅を建築する場合、他の水道管から建築場所まで水道管(給水管)を布設する工事を建築される方の費用で行う必要があります。

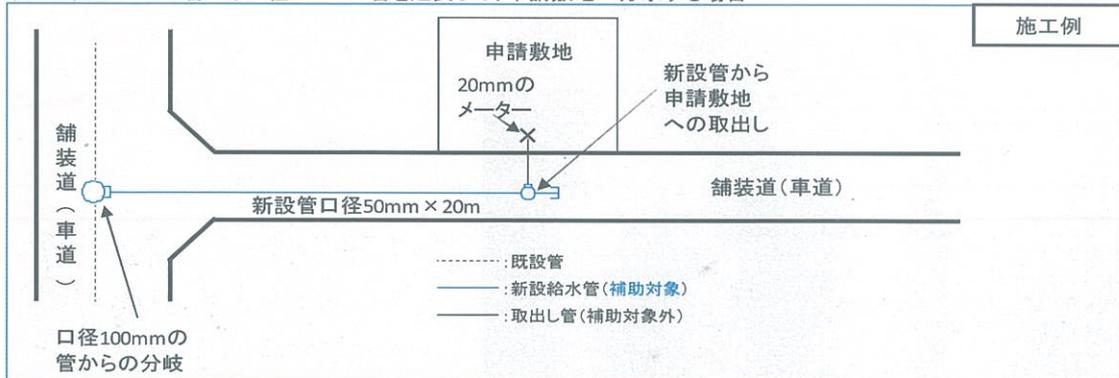
その場合、布設費用の一部を補助しています。補助する金額は、給水管を布設する道路の種類や工事の内容により算出します。

- ・対象者:ご自身が住むための専用住宅で使用するために、給水管の布設工事をする方
- ・対象となる場所:公道(国道、県道、市道)または一定の要件を満たす私道
- ・対象となる工事:口径50mmの給水管を、縦断方向(道路と平行の方向)へ5m以上布設する工事。ただし、縦断方向に布設した管からの取出し工事は補助の対象になりません。

補助の利用をご希望の際は、工事着工前に指定給水装置工事事業者を通して手続きが必要になります。詳しくは水道課までお問い合わせください。

指定給水装置工事事業者については、水道課ホームページをご覧ください。水道課窓口で配布している業者リストをご確認ください。

例 口径100mmの管から口径50mmの管を延長して、申請敷地へ分水する場合



## 漏水のチェック方法をご存じですか？ 冬は凍結が原因の水道管の破裂による漏水が発生しやすくなります

◆検針水量が、いつもより多いと感じたら、漏水チェックをしてみてください。

### ※漏水チェックの手順

①蛇口を全部しめてください。②水道メーターのパイロットの動きを見ます。→パイロットの動きが止まっていれば漏水ではありません。パイロットが動いている場合は水道メーターから蛇口までのどこかで漏水しています。早急に市の指定給水装置工事事業者に連絡して修理を依頼してください。

※漏水箇所が地中や床下等の場合は、申請により料金の一部が軽減となる場合がありますので、水道課へご確認ください。

